人間文化創成科学論叢　第17巻　2014年

1930年代の東京帝国大学法学部と国家権力
―高等試験委員への委嘱状況からの考察―

堀之内　敏　恵*

The Faculty of Law at Tokyo Imperial University and the state power in the 1930s
―Examination of the appointment procedure for Higher Examiners―

HORINOUCHI Toshie

Abstract

The 1930s was a time in which intervention in education by the state power intensified rapidly, as the regime prepared for total war. This study clarifies the position of the Faculty of Law at Tokyo Imperial University in Higher Examination in the 1930s by analyzing the appointment procedure for Higher Examiners comparing it with Faculties of Law at other Imperial Universities.

I focus on "the Emperor Organ Theory" Incident which occurred in 1935. It was a time in which the Faculty of Law at Tokyo Imperial University was in the most serious situation in the 1930s.

The conclusions are as follows;

During the 1930s there was no big change in the position of the Faculty of Law at Tokyo Imperial University in Higher Examination. In order to raise a pro-government academic base well-versed in the law, the Faculty of Law at Imperial University which was the predecessor organization of the Faculty of Law at Tokyo Imperial University was given privileges by the domain-based clique government in the 1880s. And it was still the framework of state power and performed its role. The government controlled state power in order to maintain the Faculty of Law at Tokyo Imperial University in the government framework.

keywords: The Faculty of Law at Tokyo Imperial University, state power, the 1930s,
Higher Examination, the freedom of research and university autonomy

はじめに

1930年代は教育への国家権力[1]の介入が急速に強まった時期である。大学においてはそうした介入が研究の自由、自治の侵害事件として立ち現れた。帝国大学（以下、帝大）では、京都帝大法学部が滝川事件（1933年）により半数以上の教官を失い、東京帝大経済学部は矢内原事件（1937年）、教授グループ事件（1938年）を経て、平賀粛学（1939年）により教官数を半減させ、共に学部の存続が危ぶまれた。学問の水準回復、教育・研究機関としての学部体制再建の課題は、戦後にまで持ち越されたことは周知のとおりである。

しかし、上述の諸事件を惹起させる一因となった、蓑田胸喜らに代表される急進的な日本主義者による糾弾の主たる標的であった東京帝大法学部は[2]、治安維持法違反の嫌疑による検挙に起因した助教授平野義太郎の依願

キーワード：東京帝国大学法学部、国家権力、1930年代、高等試験、研究の自由と大学の自治

＊平成23年度生　人間発達科学専攻

免官（1930年）、および平賀粛学時における蝋山政道の自由意思による依願免官以外には離職者を出さず、学部を構成する教官の不足という物理的要因による教育、研究の停滞には陥らなかった。

それまで定説化されてきた憲法学説が政府により否定されたという点で、学問統制のメルクマールとされる天皇機関説事件（1935年）においても、天皇機関説を講じていた宮沢俊義は憲法第一講座から担当替えになることはなく、教育、研究の制限は受けたにしろ[3]、憲法講義は中断なく継続された[4]。一方、京都帝大では、美濃部達吉の行政処分が下る前の1935年４月６日の教授会で、天皇機関説をとる憲法講座担任の渡辺宗太郎を行政法講座専任とし、天皇主体説をとる東北帝大法学部教授の佐藤丑次郎を講師に招聘することを教授会で決定した[5]。しかし、東北帝大法学部教授会、学生の反対にあい佐藤の招聘は叶わず[6]、結局、政治学講座担任の黒田寛を兼担にすることで、後期10月15日からの開講にこぎ着けている[7]。東京帝大と京都帝大、両法学部の対応の相違は明らかであろう。

大学における研究の自由と自治に関する先駆的研究である『大学の自由の歴史』で、家永三郎は「東京帝大などが何人かの犠牲者を出しながら、最後まで比較的よく自治の慣習を保持できたのも、教授たちの自由を守ろうとする努力によるものというよりは、むしろ東大という彪大で強力な官僚組織が防壁の役割を果たしたからではなかったろうか」と分析している[8]。東京帝大で「犠牲者」を出したのは経済学部と法学部だが、上述のとおり、経済学部に関しては「防壁」が機能を果たしたとは見做し難い。家永のいう「彪大で強力な官僚組織」の実体があったのは、1930年代においては総体として東京帝大よりもむしろ法学部ではないだろうか[9]。

滝川事件の研究書を編んだ松尾は、滝川事件における東京帝大法学部の「消極的・傍観的態度」を問題にし、「滝川事件のとき東大法学部が京大とともに政府と抗争したならば、あるいは天皇機関説事件も別な展開を見せたかも知れない」と分析している[10]。しかし、松尾自身が明らかにしているとおり、滝川事件においては、滝川の援護に立たないことで、東京帝大法学部の「赤化教授」とされた牧野英一、末弘厳太郎に被害が及ばなかった[11]。すなわち、東京帝大法学部は東京帝大法学部以外の、大学における研究の自由と自治に対する侵害については、「消極的・傍観的態度」をとるという判断、いわば戦略を選択したのである。東京帝大法学部にとっては一つの大きな判断であり、その決断は自学部とその教授を守るという点においては、功を奏した。そして、論を先取りすればその決断は文部省にとっても有益であった。だからこそ、東京帝大法学部の「赤化教授」とされた教授は処分を免れたとも解釈しうるのではないだろうか[12]。

周知のとおり、帝国大学は1886年に官吏養成機関として、「国家ノ須要ニ応スル学術技芸ヲ教授シ及其蘊奥ヲ攻究スル」ことを目的に設置された。その際、近代的法治国家を支える学問基盤を構築し、その中核を担う「法学の訓練を経た行政官」[13]を養成すべく、藩閥政府が特権[14]を与えて整備したのが法科大学、のちの東京帝大法学部である。そして、その東京帝大法科大学、法学部で法学を修めた者が、藩閥政府の後継者として実際に官吏機構の支柱を担ってきた[15]。東京帝大法学部は官吏機構にとって母校であるとともに、専門的職務の正当性の根拠でもあった[16]。では、その役割は教育への国家権力の介入が急速に強まった1930年代においては如何にあったのか。

本稿では、東京帝大法学部教員の高等試験委員への委嘱状況について、委嘱者数の推移に着目して検討したい。高等試験に関しては、例えば、東京大学の正史である『東京大学百年史』においても、通史一で東京大学から帝国大学に至る、明治時代の官吏任用制度と法科大学について考察されているのみである[17]。また、考察の対象も試験を受ける学生で、高等試験委員を委嘱された教員への言及はない。しかし、官吏養成機関としての役割を付されて創設された帝国大学、その中心となるべく特権を与えられた法科大学にとって、高等試験の実施に参画することは、第一義的な使命とも考えられるのではないだろうか。

高等試験に関してはRobert M. Spaulding Jr.による詳細な研究がある[18]。Spauldingの知見に学びながら、東京帝大法学部と法学部、法文学部を有する他の内地の帝国大学教員の高等試験委員への委嘱状況を比較分析することで、高等試験における東京帝大法学部の位置づけを検討する[19]。1930年代は教育への国家権力の介入が急速に強まった時期だからこそ、東京帝大法学部が建学以来担ってきた、官吏養成機関としての役割に着目することが重要だと考える。

1．高等試験

各帝国大学法学部・法文学部関係者の高等試験委員への委嘱状況を考察する前に、法学部・法文学部の設置状況と高等試験の概要について簡単に触れておく。

⑴　内地の帝国大学における法学部・法文学部の設置状況

1930年代において、内地の帝国大学には東京帝大、京都帝大、東北帝大、九州帝大の4帝大に法学部、あるいは法文学部が置かれていた。東京帝大は1886年に帝大が設立されたと同時に法科大学が設置され、その11年後、1897年に京都帝大が開校した際にも、同時に法科大学が設置された。その後、東北帝大が1907年に設立されたものの、法文学部が置かれたのは15年後の1922年であり、九州帝大も1911年に設立されたが、法文学部の設置は13年後の1924年である。内地の帝国大学における、法科大学、法学部は四半世紀にわたり、東京帝大と京都帝大のみに設置されていた[20]。

⑵　高等試験

1918年の高等試験令公布までは、文官高等試験と呼ばれていた高等試験は、試験に及第すると文官、すなわち行政官、あるいは司法官、外交官などに任用される資格が与えられる、出自を問わない人材選抜システムである。以下、その変遷について、試験実施の根拠となる主な勅令を時系列で示しておく[21]。

1887年、「文官試験試補及見習規則」（勅令第37号）の公布により、翌年、初めて試験が実施され、1893年の「文官任用令」（勅令第183号）、および「文官試験規則」（勅令第197号）の公布をもって、翌年から本格的な試験制度が施行された。行政官の試験は、文官高等試験（奏任官の任用を目的）と文官普通試験（判任官の任用を目的）の2種類に分かれており、1891年、司法官の任用を目的とした「判事検事登用試験規則」が、1893年、外交官の任用を目的とした「外交官及領事官試験規則」も同様に公布されている。

1918年、「高等試験令」（勅令第７号）より、それまで任用目的により、文官高等試験、外交官及領事官試験、判事検事登用試験に分かれていた試験が高等試験に統一され、その中で行政科、外交科、司法科に分科された。そして、1929年、「高等試験令」（勅令第15号）が改正された。この改正「高等試験令」施行時期が本稿の検討対象にあたる。

⑶　高等試験委員の構成

高等試験令の公布に合わせて、1918年、高等試験委員の委嘱に関する官制「高等試験委員及普通試験委員官制」（勅令第９号）が公布された。高等試験委員の特性を知る上で重要な条項を挙げる。

第一条　高等試験委員ハ内閣総理大臣ノ監督ニ属シ高等試験ニ関スル事務高等文官任用ノ銓衡ニ関スル事務及普通試験令ニ依ル事務ヲ管掌スル
第二条　高等試験委員ハ委員長部長常任委員及臨時委員ヲ以テ組織ス
第三条　高等試験委員ハ之ヲ三部ニ分ツ／（以下「／」は改行を示す）第一部ハ高等試験行政科試験（略）／第二部ハ高等試験外交科試験（略）／第三部ハ高等試験司法科試験（略）
第四条　委員長ハ法制局長官ヲ以テ之ニ充ツ／第一部ノ部長ハ委員長之ヲ兼又第二部ノ部長ハ外務次官第三部ノ部長ハ司法次官ヲ以テ之ニ充ツ
第七条　臨時委員ハ各官庁高等官ノ中ヨリ試験施行毎ニ内閣総理大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス／臨時委員ハ各部ニ分属シ試験ノ事ヲ掌ル

大学教員が委嘱されるのは、試験問題の作成など実務にあたる高等試験臨時委員で、上述の第７条にあるように、私立大学教員等は高等試験委員への委嘱の途がなかった。これは1887年、「文官試験試補及見習規則」と共に公布された、「文官試験委員官制」（勅令第38号）第８条「文官試験局ノ試験委員ハ内閣総理大臣各庁ノ勅任奏任官及官立学校ノ教官ヨリ選テ之ニ充ツ」との規定から変わらぬ要件であった。しかし、1929年、「高等試験令」

が改正された際に、「高等試験委員及普通試験委員官制」も改正され、第７条は、「臨時委員ハ各庁高等官及学識アル者ノ中ヨリ内閣総理大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ズ／高等官ニ非ズシテ臨時委員ヲ命ゼラレタル者ハ勅任官又ハ奏任官ノ待遇トシ（略）」と変更された。この改正により、私立大学教員等の高等試験臨時委員へ委嘱が可能となった。

ただし、1930年代をとおして東京帝大法学部に講座が開設され、高等試験科目になっている「法科的科目」[22]に関して、プロパーの私立大学教員で委嘱されたのは、早稲田大学の遊佐慶夫（民法学者、早稲田大学初の法学博士）のみである。実際は後述するように、退官した帝国大学教授が勅任待遇でそのまま継続的に委嘱されていったのである。

２．各帝国大学法学部・法文学部関係者の高等試験委員への委嘱状況

表１は1930年代の東京帝大法学部と他の帝大法学部・法文学部関係者の高等試験委員への委嘱状況を示したものである[23]。1930年代をとおして他の帝大法学部、法文学部に比して、東京帝大法学部からの高等試験委員への委嘱者数が多いことが見て取れる[24]。東京帝大法学部からの高等試験委員への委嘱状況の特徴としては、第一に、1930年代をとおして委嘱者数に大幅な増減はみられない点、第二に、定年退官した教授が引き続き同じ試験科目を勅任待遇で毎年委嘱されている点、第三に、助教授が積極的に登用されている点が挙げられる。

一方、東京帝大法学部に次いで、高等試験委員への委嘱者数が多いのは京都帝大法学部からであるが、例えば、刑法と刑事訴訟法の担当として毎年委嘱されていた滝川幸辰が滝川事件で退官後、京都帝大からは当該科目に後任は選出されず、同様に滝川事件で退官した佐々木惣一が担当していた行政法も、佐々木の退官後、京都帝大からは後任は選出されていない。行政法に関しては、渡辺宗太郎も天皇機関説後の1936年度以降は委嘱されず、後任も京都帝大からは選出されていない。こうして元々東京帝大が優位であった委嘱者数に差が生じている。

東北帝大および九州帝大の法文学部に関しては、東北帝大から佐藤丑次郎[25]、小町谷操三、木村亀二、九州帝大から宇賀田順三が委嘱されているのみである。地理的なハンディキャップもあるが、高等試験における東北帝大および九州帝大法文学部の役割は、ほぼ皆無であったと考えて誤りはないであろう。

高等試験における試験科目と東京帝大法学部の講義科目は対応関係にあったという[26]。したがって、東京帝大法学部からの高等試験委員への委嘱者が担当するのは、東京帝大法学部に講座が開設され高等試験科目になっている憲法、行政法、民法、刑法、国際公法、国際私法、民事訴訟法破産法、刑事訴訟法、商法、外交史、政治学、政治史の「法科的科目」である。1929年３月28日、高等試験令が改正され、選択科目に「文科的科目」(哲学概論、倫理学、論理学、心理学、国史、国文及漢文）が新たに加えられ[27]、例えば行政科の口述試験では、必修の行政法の他にこれらの文科的科目を含む選択科目から２科目の選択が可能になった。

この改正は政府から枢密院への高等試験令改正案の提出理由に、「試験ガ著シク法律学ニ偏シ時代ノ要求ニ合セザルヲ以テ試験科目及試験方法ヲ改善スル等現行高等試験令改正ノ必要アルニ由ル」[28]とあるように、「所謂法科万能を非難する世論に促されて実現されたもの」[29]であった。しかし、1929年から1941年の13年間で、行政科の口述試験で受験者が選択した科目の割合は、憲法64.6%、刑法41.4%、民法17.4%、国際法15.8%で、文科的科目を選択したものはほぼ皆無であった[30]。こうした事情から、東京帝大法学部からの高等試験委員への委嘱が時局に応じて問題になる。

３．時局との関係

1933年２月、第64回帝国議会で衆議院議員宮沢裕が司法官採用試験制度改革を提起し、同時に「赤化教授」として「定評ノアル人達ガ殆ド此国家試験ノ試験委員ニ任命セラレテ居ル」と批判した[31]。前述の滝川事件の研究書を編んだ松尾によれば、その際名前はあえて伏せられているものの、「赤化教授」とされたのは、滝川のほかに東京帝大法学部の牧野英一、末弘厳太郎、同経済学部の有沢広巳の４人であることが、蓑田の文章との照合により推測可能だという[32]。末弘は1930年代に一度も高等試験委員には委嘱されていないので、本稿で問題となるのは牧野であるが、1937年までは東京帝大教授として、退官後も勅任待遇で毎年委嘱されている。

表１　1930年代の各帝大法・法文学部関係者の高等試験委員への委嘱状況

		1930年	1931年	1932年	1933年	1934年	1935年	1936年	1937年	1938年	1939年
憲法	東京	筧克彦 野村淳治 美濃部達吉	野村淳治 美濃部達吉	筧克彦 野村淳治 美濃部達吉	筧克彦 野村淳治 美濃部達吉 宮沢俊義	筧克彦 野村淳治 美濃部達吉 宮沢俊義	筧克彦	筧克彦	筧克彦	筧克彦	筧克彦
	京都	森口繁治	森口繁治 佐々木惣一	佐々木惣一	佐々木惣一	渡辺宗太郎		黒田覚	黒田覚	黒田覚	黒田覚
	東北	佐藤丑次郎	佐藤丑次郎	佐藤丑次郎	佐藤丑次郎	佐藤丑次郎	佐藤丑次郎	佐藤丑次郎	佐藤丑次郎	佐藤丑次郎	佐藤丑次郎
	九州										
行政法	東京	美濃部達吉 野村淳治 杉村章三郎	美濃部達吉 野村淳治	美濃部達吉 野村淳治	美濃部達吉 野村淳治	美濃部達吉 野村淳治 杉村章三郎	野村淳治 杉村章三郎	野村淳治 杉村章三郎	野村淳治 杉村章三郎	野村淳治 杉村章三郎	野村淳治 杉村章三郎
	京都	佐々木惣一	佐々木惣一 渡辺宗太郎	佐々木惣一 渡辺宗太郎	佐々木惣一 渡辺宗太郎	渡辺宗太郎	渡辺宗太郎				
	東北										
	九州	宇賀田順三	宇賀田順三	宇賀田順三							
民法	東京	穂積重遠 三潴信三 加藤正治	穂積重遠 三潴信三 加藤正治	穂積重遠 三潴信三 加藤正治	穂積重遠 三潴信三 加藤正治	穂積重遠 三潴信三 加藤正治	穂積重遠 三潴信三 加藤正治	穂積重遠 三潴信三 加藤正治	穂積重遠 我妻栄 加藤正治	穂積重遠 我妻栄 加藤正治	穂積重遠 我妻栄 加藤正治
	京都	中島玉吉 末川博	中島玉吉 末川博	中島玉吉 末川博	中島玉吉 末川博	中島玉吉 石田文次郎	中島玉吉 石田文次郎	石田文次郎 近藤英吉	石田文次郎 近藤英吉	石田文次郎 近藤英吉	石田文次郎 近藤英吉
	東北										
	九州										
刑法	東京	牧野英一 小野清一郎 岡田朝太郎	牧野英一 小野清一郎 岡田朝太郎	牧野英一 小野清一郎 岡田朝太郎	牧野英一 岡田朝太郎	牧野英一 岡田朝太郎	牧野英一 岡田朝太郎	牧野英一 岡田朝太郎	牧野英一	牧野英一	牧野英一 小野清一郎
	京都	宮本英脩 滝川幸辰	宮本英脩 滝川幸辰	宮本英脩 滝川幸辰	宮本英脩	宮本英脩	宮本英脩	宮本英脩	宮本英脩	宮本英脩	宮本英脩
	東北										
	九州										
国際公法	東京	山田三良 横田喜三郎	立作太郎 横田喜三郎	立作太郎 横田喜三郎	立作太郎 横田喜三郎	横田喜三郎	立作太郎 横田喜三郎	横田喜三郎	立作太郎 横田喜三郎	立作太郎	立作太郎
	京都										
	東北										
	九州										
国際私法	東京	山田三良	山田三良 牧野英一	山田三良	山田三良	山田三良	山田三良 江川英文	山田三良 江川英文	江川英文	江川英文	江川英文
	京都	跡部定次郎	跡部定次郎	斉藤武生	斉藤武生	斉藤武生					斉藤武生
	東北										
	九州										
民事訴訟法	東京	加藤正治	加藤正治	加藤正治	加藤正治 菊井維大	加藤正治 菊井維大	加藤正治 菊井維大	加藤正治 菊井維大	加藤正治 菊井維大	加藤正治 菊井維大	菊井維大
	京都	山田正三	山田正三	山田正三	山田正三	山田正三	山田正三	山田正三	山田正三	山田正三	山田正三
	東北										
	九州										
刑事訴訟法	東京	小野清一郎	小野清一郎	小野清一郎							
	京都	宮本英脩	宮本英脩 滝川幸辰	宮本英脩 滝川幸辰	宮本英脩	宮本英脩					
	東北									木村亀二	木村亀二
	九州										
商法	東京	田中耕太郎 加藤正治	田中耕太郎 加藤正治	田中耕太郎 加藤正治	田中耕太郎 加藤正治	田中耕太郎 加藤正治	田中耕太郎 加藤正治	加藤正治 鈴木竹雄	田中耕太郎 加藤正治	田中耕太郎 加藤正治	鈴木竹雄
	京都	竹田省	竹田省	鳥賀陽然良	鳥賀陽然良	鳥賀陽然良	鳥賀陽然良	鳥賀陽然良	鳥賀陽然良	鳥賀陽然良	大隅健一郎
	東北	小町谷操三	小町谷操三	小町谷操三	小町谷操三	小町谷操三	小町谷操三	小町谷操三	小町谷操三	小町谷操三	小町谷操三
	九州										
破産法	東京				菊井維大	菊井維大	菊井維大	菊井維大	菊井維大	菊井維大	菊井維大
	京都	山田正三	山田正三	山田正三	山田正三	山田正三	山田正三	山田正三	山田正三	山田正三	山田正三
	東北										
	九州										
外交史	東京	神川彦松	神川彦松	神川彦松	神川彦松	神川彦松	神川彦松	神川彦松	神川彦松	神川彦松	神川彦松
	京都										
	東北										
	九州										
政治学	東京	南原繁	南原繁	南原繁	矢部貞治	矢部貞治	蝋山政道	蝋山政道	蝋山政道	蝋山政道	矢部貞治
	京都						黒田覚	黒田覚	黒田覚	黒田覚	黒田覚
	東北	佐藤丑次郎	佐藤丑次郎	佐藤丑次郎	佐藤丑次郎	佐藤丑次郎					
	九州										
政治史	東京						岡義武	高木八尺	高木八尺	高木八尺	高木八尺
	京都	末廣重雄	末廣重雄	末廣重雄	末廣重雄	末廣重雄	末廣重雄	末廣重雄	池田栄	池田栄	池田栄
	東北	佐藤丑次郎	佐藤丑次郎	佐藤丑次郎	佐藤丑次郎	佐藤丑次郎					
	九州										
合計	東京	13／2	11／3	12／3	13／4	11／5	12／5	12／4	11／4	9／5	10／5
	京都	10／0	11／0	10／0	9／0	8／0	8／0	7／0	6／1	6／1	8／0
	東北	2／0	2／0	2／0	2／0	2／0	2／0	2／0	2／0	3／0	2／1
	九州	1／0	1／0	1／0	0／0	0／0	0／0	0／0	0／0	0／0	0／0

出典：官報で委嘱状況を確認し担当科目は『高等試験問題集』厳松堂書店、1936年（17版）、1939年（20版）を参照した。囲みは助教授、網掛けは勅任待遇での委嘱を示す。山田三良は京城帝大総長の肩書で委嘱された年も含む。合計数は／より前が教授、助教授、後が退官後の勅任待遇での委嘱数を示す。

1934年２月、第65回帝国議会で翌年天皇機関説事件を扇動することになる貴族院議員菊池武夫が、「此委員長ヤ委員ノ顔触レデ、今ノヤウナ流儀ノ憲法学ノ人ハ皆是カラ追払フガ宜イ」と[33]、天皇機関説をとる人物の高等試験委員からの追放を提案しているが、この年の高等試験委員の構成に菊池発言の影響は認められない。しかし、1935年は天皇機関説事件の進行を受け、例えば、５月６日付『帝国大学新聞』が「美濃部達吉、渡辺宗太郎両博士は当然委員から除かれることになるが宮沢俊義、野村淳治両氏の委員任命については尚採否何れとも決定されず」と報じるなど、発表前から高等試験委員の選任が世間では話題になっていた。結局、美濃部と宮沢は選任されなかったものの、野村は行政法の専任となり、1936年までは東京帝大教授として、退官後も勅任待遇で毎年委嘱されている。

教学刷新の流れのなかで、1937年３月、第70回帝国議会で衆議院議員江藤源九郎は、蝋山政道が「全国ノ大学ニ唯一シカナイ行政学ト云フ講座ノ担当者デアリ、又首相ヲ直接ニ其長官トスル国家高等試験委員ノ、例年ノ同科目ノ試験委員」であることを批判しているが[34]、高等試験科目に行政学はない。帝国議会議員の認識不足を露呈させる発言であり、蝋山は1935年から1938年まで連続して委嘱され政治学を担当している。他に、東京帝大法学部では美濃部に次ぐ多さで、蓑田に繰り返し糾弾されていた田中耕太郎も、1930年代をとおして委嘱されている。

以上、1930年代における東京帝大法学部からの高等試験委員への委嘱状況を考察して明らかなことは、蓑田や彼の思想に共鳴する帝国議会議員による度重なる糾弾や、時局の変化の影響を受けてはいるものの、全体的な傾向としては委嘱者数に大幅な増減はみられないということである。急進的な日本主義をそのまま政府が採用すれば、近代的法治国家を支える学問基盤、その中核を担う官吏養成体制は失われてしまう。個別に問題とされた人物が、翌年度は高等試験委員を委嘱されないケースはある。しかし、議会と政府、国家権力内で対立を生じつつも、政府は東京帝大法学部からの高等試験委員への委嘱を続けた。すなわち、政府は東京帝大法学部を官吏養成機関として、体制の中に位置づけ続けることを選択したといえるのではないだろうか。

その一つの証左として、1935年の高等試験委員への委嘱に関する法学部「教授会記録」の記事を取り挙げたい[35]。1935年４月18日付「教授会記録」に報告事項として、「文部大臣ヨリ国体明徴ニ関スル訓令アリタルコト」とあり、次の事項に「高等試験委員ニ付学部長ヨリ報告アリ本年ハ矢部助教授在外研究ニ付代変トシテ蝋山教授／国際私法ハ江川助教授ニ委託ノコト」とある。「国体明徴ニ関スル訓令」（文部省訓令第4号）は、内務省が美濃部の三著書に対し発売禁止の行政処分を下した翌日、天皇機関説を公式に否定するべく1935年４月10日に発せられた。その訓令に関する報告に続き、蝋山と江川の高等試験委員への委嘱が報告されている。訓令の発布により学問への弾圧を進める一方で、高等試験委員への委嘱は粛々と進められていたのである。

翌週４月25日付「教授会記録」にも「司法科試験委員任命ノ件承認／牧野 三潴 田中 菊井各教授 江川助教授」「外交科試験委員牧野 神川 蝋山各教授任命ノ件承認」とあり、委嘱作業が進んでいることが読み取れる。世間では天皇機関説事件を受け高等試験委員の選任が話題になっていたが、東京帝大法学部は例年通り所属する教官について委嘱の打診を受け、適宜選考状況を把握していたと考えられる。

高等試験委員への委嘱のありようを検討してきた本稿の最後に、京都帝大法学部との比較により、東京帝大法学部の高等試験における位置づけが鮮明になる事例を示しておきたい。1933年の高等試験が行われた時期は、京都帝大はいまだ滝川事件で紛糾していた。表１に示したとおり、この年、同大法学部からは９名が高等試験委員に委嘱されていた。しかし、６月９日に行われた打合せ会に京都帝大からの委嘱者の出席は１名もなく、行政科試験（６月15日）の前日午後２時に至るも試験問題は届けられなかった。ボイコットも予見させる京都帝大法学部の姿勢に対し政府は、「委員の任命は総理大臣の要請により命じたものであるから、突然辞任されてもそれは直ちに効力は発生せず、また委員は任命を受けてゐる以上道義的責任上からも突然の辞任などあり得ぬ」と応じたという[36]。

６月９日から６月14日は、滝川事件解決に向け、京都帝大総長小西重直と文部省との折衝が東京で行われていた、京都帝大法学部にとっては国家権力との戦いの只中にあった期間にあたる。高等試験委員としての職務をサボタージュする、すなわち国家権力への非協力の姿勢を示すことが、滝川事件打開への一つの方途とされたのかもしれない。もし、京都帝大法学部が戦前の日本における唯一の法学部であったならば、その戦略は効果を十分に発揮し得たであろう。しかし、これまで述べてきたとおり、高等試験委員の主軸にあったのは東京帝大法学部である。そして、東京帝大法学部は滝川事件において、「消極的・傍観的態度」を貫いていた。京都帝大法学部

の戦略は国家権力に対し、一時的な動揺を与えたに過ぎない。6月14日中に試験問題は郵送され、高等試験は滞りなく実施された[37]。

おわりに

本稿では、東京帝大法学部と法学部、法文学部を有する他の内地の帝国大学教員の高等試験委員への委嘱状況を比較分析することで、高等試験における東京帝大法学部の位置づけを検討した。その結果、急進的な日本主義者による糾弾や、時局の変化の影響を受けてはいるものの、全体的な傾向としては1930年代における東京帝大法学部からの高等試験委員への委嘱者数に大幅な増減はみられなかった。議会と政府、国家権力内で対立は生じながらも、政府は東京帝大法学部からの高等試験委員への委嘱を続けていた。すなわち、政府は東京帝大法学部を官吏養成機関として、体制の中に位置づけ続けることを選択したといえるであろう。

定説化されてきた憲法学説が政府により否定された天皇機関説事件を経て、1937年に「教学刷新」を標榜して文部省に外局として教学局が設置されるという、教育への国家権力の介入が急速に強まった時代状況との関係を整合的に理解することは難しい。

近代的法治国家を支える学問基盤を構築し、その中核を担う「法学の訓練を経た行政官」を養成すべく、藩閥政府が特権を与えて整備した法科大学、のちの東京帝大法学部は、1930年代においても官吏養成機関として、その役割を果たした。そして、政府は東京帝大法学部がその役割を果たせるよう、国家権力内での調整を図っていたのである。

1930年代における東京帝大法学部からの高等試験委員への委嘱状況について、委嘱者数の推移に着目して検討した結果、全体的な傾向としては委嘱者数に大幅な増減はみられなかった。ただし、試験科目別に見た場合、その形相は一様ではない。例えば、天皇機関説事件以降、東京帝大法学部からの高等試験委員委嘱者で憲法を担当したのは勅任待遇の筧のみである。憲法担当者の委嘱問題を如何に捉えるかは、1930年代における東京帝大と国家権力の関係を考える上で一つの重要な論点である。今後の課題としたい。

註

1　本稿では政府、行政省庁、帝国議会を含めた国家の権力装置全体の発動を「国家権力」とする。

2　蓑田が主宰する雑誌『原理日本』に発表した論文に、非難の対象としてタイトル、サブタイトルに名前を挙げた大学人の上位は、美濃部達吉18回、河合栄治郎と西田幾太郎７回、田中耕太郎６回で、東京帝大法学部教授では他に、末弘厳太郎４回、横田喜三郎３回、蝋山政道と宮沢俊義２回、野村淳治と南原繁１回である。今田絵里香「解題―『国家と大学』」『蓑田胸喜全集』第５巻、柏書房、2004年、1207頁。

3　米国議会図書館蔵「各大学ニ於ケル憲法学説調査ニ関スル文書」で、宮沢の学説は「速急ノ処置ヲ要スルト認ムルモノ」に分類され、「1 著書又ハ講義ノ内容ノ絶版、改訂ヲ要求シ受諾セサル場合ハ著書ノ禁止ヲ考慮セラルベキコト　2 憲法講義ヲ担任セシメサルコト」と記されており、実際に『憲法講義案（昭和８年度プリント）』、『最新増訂 帝国憲法論』(1935年)、『日本憲法講話』(1934年）は絶版に処せられた（荻野富士夫編・解説『文部省思想統制関係資料集成』第８巻、不二出版、2008年、261-310頁)。また、1934年の宮沢の憲法講義に出席していた丸山真男は、1935年からは「『天皇機関説』問題の燃焼によって、宮沢教授は帝国憲法の第一条から第四条までの説明を省略する、という異様な講義に一変した」と回顧している。丸山真男「昭和天皇をめぐるきれぎれの回想」『丸山真男集』第15巻、岩波書店、1996年、24頁。

4　宮沢はのちに、「その頃、わたしは、憲法の講義で、第一条ないし第四条の説明は略してしまってふれない、という評判が立ち、〔中略〕法学部教授会で、弁明の機会を与えられたことがある」。その釈明に対して、「何の発言もなかったから、みんなが諒承してくれたものと考えている」と、述べている。宮沢俊義『天皇機関説事件―史料は語る―』上、有斐閣、1970、234頁。

5　『読売新聞』1935年４月12日。

6　『帝国大学新聞』1935年５月27日。

7　同上、1935年６月３日。

8　家永三郎『大学の自由の歴史』塙書房、1962年、175頁。

9　駒込武は1930年代における、帝国大学をめぐる諸事件と、キリスト教系学校をめぐる諸事件を比較検討し、両者は「相互に通底する側面をはらみながらも、事件の展開としては異なる相貌を見せている」として、「帝国大学を『つぶす』(あるいは帝国大学が『つぶされる』)

という選択肢は現実的なものではなかったといえる。帝国大学は、大学の自治や学問の自由をめぐって国家によるコントロールを逸脱していく可能性を秘めながらも、それ自体として国家の基幹的な組織でもあった以上、これは当然ともいえるだろう」と分析している（駒込武「戦時同志社史再考―帝国史の視点から―」『キリスト教社会問題研究』第62号、2013年、110頁）。しかし、帝国大学総体ではなく、個別の大学、学部を見た場合、「つぶす」あるいは「つぶされる」可能性はゼロといえるであろうか。京都帝大法学部、東京帝大経済学部は、前述のとおり1930年代において学部存続の危機に陥っており、九州帝大法文学部でも、法文学部法科内訌事件（1927年）、3.15事件（1928年）により教員数が減少し、東京、京都帝大からの集中講義の増加したことに起因して、高等学校卒業者の志願数が激減したことなどにより、法文学部の私立移管の噂が流布していた。1932年５月10日付『九州帝国大学新聞』は、そうした噂を打ち消すべく発した総長松浦鎮次郎の談話を報じている（折田悦郎「九州帝国法文学部の創設」『後発帝国大学の創立理念と実態―九州帝国大学法文学部の場合―』平成21年度～平成23年度科学研究費補助金研究成果報告書、2013年、15頁-16頁を参照）。

10　松尾尊允『滝川事件』岩波書店、2005年、233頁。

11　同上、196-200頁。牧野、末弘の他に経済学部助教授有沢広巳も「赤化教授」とされた。本稿３．を参照。

12　松尾は南原繁の回顧録を援用し、文部省教学局にあったとされる、滝川の次に誰を辞めさせるのかというリスト（東京帝大では美濃部達吉、大内兵衛、横田喜三郎、末弘厳太郎という順序）を取り消させるにあたり「東大では京大法の支援はしないという交換条件があったという疑いが濃い」と分析し、「丸山真男もこの推測を支持している」と述べている。同上、236-237頁。

13　中山茂『帝国大学の誕生―国際比較の中での東大―』中央公論社、1978年、89頁。

14　例えば、帝大総長の法科大学長兼任、帝大総長の私立法律学校監督、法科大学卒業生の文官試補への無試験任用など。

15　1897年に東京帝大の「競争者」として京都帝大が創設された。しかし、その法科大学は官吏養成という点においては、期待された役割を十分には果たせたとは言い難い。潮木守一『京都帝国大学の挑戦―帝国大学史のひとこま―』名古屋大学出版会、1984年を参照。

16　1893年に帝国大学令が改正され講座制が導入された。その際、研究、それに基づく教育の中身を規定した講座の種類は、勅令（第93号）をもって定められ、後述するとおり、高等試験における試験科目と東京帝大法学部の講義科目は対応関係にあった。

17　『東京大学百年史』通史一、東京大学、1984年、1053-1094頁。

18　Robert M. Spaulding Jr. ,Imperial Japan's Higher Civil Service Examinations, Princeton, 1967.

19　東京帝大法学部からの高等試験委員への委嘱に関し、筆者は1930年代における東京帝大の動向を捉える手掛かりとして、法学部、経済学部、文学部からの高等試験委員への委嘱を紹介しつつコメントしたことがある。堀之内敏恵「1930年代の東京帝国大学―高等試験臨時委員への任命状況―」『東京大学史史料室ニュース』第49号、東京大学史史料室、2012年、２-３頁。

20　外地では、1926年に京城帝国大学に法文学部が、1928年に台北帝国大学に文政学部が設置されている。

21　以下、高等試験の変遷については、和田善一「文官銓衡制度の変遷（Ⅴ）―文官任用令施行時代 下―」『試験研究』第15号、1956年を参照した。

22　高等試験令では試験科目群を学問分野で区分はしてはいない。「法科的科目」「文科的科目」という分類は、末弘厳太郎の表記を援用した。末弘厳太郎「法律時観」『法律時報』第３巻７号、1931年、33頁。

23　担当科目は、「任免裁可書」（国立公文書館所蔵）にも記載がないため、二次資料を援用した。なお、高等試験臨時委員には大学教員の他に、司法官等の文官も委嘱されているが、本稿の主題に照らし本表では割愛した。

24　1930年代において、一度も高等試験委員に委嘱されていない教授は、中田薫（法制史）、杉山直治郎（仏蘭西法）、高柳賢三（英吉利法）、末延三次（同左）、末弘厳太郎（民法）で、末弘以外の４人は、担任する講座が高等試験の試験科目にないため委嘱されなかったと考えられる。東京帝大法学部が学部全体で高等試験に関係していた様子が窺える。

25　佐藤丑次郎は東北帝大に法文学部が設置された際に（1922年）、京都帝大から転籍した。京都帝大時代から高等試験委員を務めており、所属が変わったに過ぎない。

26　Spaulding, op.cit., p.171, table19.

27　他に、社会学、政治学、政治史、経済史、工業政策、農業政策、商業政策、社会政策、破産法、刑事政策も加えられた。

28　和田、前掲「文官銓衡制度の変遷（Ⅴ）―文官任用令施行時代 下―」24頁による。

29　末弘、前掲「法律時観」33頁。

30　哲学概論２人、倫理学３人、論理学２人、心理学１人、国史10人、国文及漢文０人。Spaulding, op.cit., p.171, table19. 同期間に行政科を受験し、必修の行政法の口述試験を受けた受験者は3,566人である。Idid., p.169.

31　『帝国議会衆議院委員会議録』昭和編29、東京大学出版会、1992年、282頁。

32　松尾、前掲『滝川事件』83-86頁。

33　『帝国議会貴族院議事速記録』60、東京大学出版会、1984年、134頁。

34　『帝国議会衆議院委員会議録』昭和編69、東京大学出版会、1994年、447頁。

35　東京大学大学院法学政治学研究科・法学部所蔵「教授会記録」。以下、法学部「教授会記録」は全て同研究科・学部所蔵。

36　『朝日新聞』1935年６月14日付夕刊。

37　『帝国大学新聞』1935年６月19日。